

臨港地区内の分区において建設(建築)可能な構築物

平成18年12月改正

用途	構築物	商港区	特殊物資港区	工業港区	漁港区	バンカー港区	保安港区	マリーナ港区	修景厚生港区
港湾法第2条第5項に掲げる港湾施設	港湾法第2号 外郭施設 防波堤、防砂堤、防潮堤、導流堤、水門、閘門、護岸、堤防、突堤及び胸壁	○	○	○	○	○	○	○	○
	第3号 係留施設 岸壁、係船浮標、係船くい、棧橋、浮棧橋、物揚場及び船揚場	○	○	○		○	○	○	○
	第4号 臨港交通施設 道路、駐車場、橋梁、鉄道、軌道、運河及びヘリポート	○	○	○	○	○	○	○	○
	第5号 航行補助施設 航路標識並びに船舶の入出港のための信号施設、照明施設及び港務通信施設	○	○	○	○	○	○	○	○
	第6号 荷さばき施設 固定式荷役機械、軌道走行式荷役機械、荷さばき地及び上屋	○	○	○				○	
	第7号 旅客施設 旅客乗降用固定施設、手荷物取扱所、待合所及び宿泊所	○							○
	第8号 保管施設 倉庫、野積場、貯木場、貯炭場、危険物置場及び貯油施設	○ ※1	○	○					
	第8号の2 船舶役務用施設 船舶のための給水施設、給油施設及び給炭施設、船舶修理施設並びに船舶保管施設	○ ※2	○ ※2	○			○ ※2		○
	第9号 港湾公害防止施設 汚濁水の浄化のための導水施設、公害防止用緩衝地帯その他の港湾における公害の防止のための施設	○	○	○	○	○			
	第9号の2 廃棄物処理施設 廃棄物立護岸、廃棄物受入施設、廃棄物焼却施設、廃棄物破砕施設、廃油処理施設その他の廃棄物の処理のための施設	○	○	○	○	○			○
	第9号の3 港湾環境整備施設 海浜、緑地、広場、植栽、休憩所その他の港湾の環境の整備のための施設	○	○	○	○	○	○	○	○
	第10号 港湾厚生施設 船舶乗組員及び港湾における労働者の休泊所、診療所その他の福利厚生施設	○		○					○
第10号の2 港湾管理施設 港湾管理事務所、港湾管理用資材倉庫その他の港湾の管理のための施設	○	○	○	○	○	○	○	○	
第12号 移動式施設 移動式荷役機械及び移動式旅客乗降用施設	○	○ ※3	○ ※3	○ ※3	○ ※3	○ ※3	○ ※3		
港湾の流通機能の高度化を図るための施設	トラックターミナル、流通業務施設	●							
	卸売市場	○							
	荷さばき施設又は保管施設に附属する卸売展示施設及び流通加工施設並びにこれらの附帯施設	●							
	原料又は製品の全部又は一部の輸送を海上運送又は港湾運送に依存する製造事業(修理加工事業を含む。)又はその関連事業を営む工場及びこれに附属する研究施設並びにこれらの附帯施設			○					
	貯炭場、貯油施設その他燃料保管施設					○			
	危険物置場、危険物倉庫、洗油施設及び貯油施設						○		
給水施設						○			
港湾の利用の高度化を図るための施設	情報処理施設、電気通信施設その他これらに類する施設及びこれらの附帯施設	●		●					
港湾その他の海事に関する理解の増進を図るための施設	会議場施設、展示施設、研修施設その他の共同利用施設	●							
	図書館、博物館、水族館、展示施設、公会堂、展望施設その他これらに類する施設								○
利便性の用に供するための施設	休泊所、診療所その他これらに類する福利厚生施設	●		○	○				
	集会所、スポーツ・レクリエーション施設その他これらに類する福利厚生施設								●
	日用品の販売を主たる目的とする店舗(規則で定める規模のものに限る。→(案)売場面積250㎡未満のものに限る)	●		●	●				
	店舗(風営法第2条第1項及び第4項から第11項に規定する営業の用途に供するものを除く)							○	○
	飲食店(風営法第2条第1項に規定する風俗営業の用に供するものを除く)	○		●	●			○	●
	旅館及びホテル(風営法第2条第6項第4号に掲げる営業の用に供するものを除く)、船用品販売店その他規則で定める便益施設	○						○	
	銀行の支店及び郵便局並びに保険業の店舗	●							
ガソリンスタンド	●	●	●						
事務所等	倉庫業、農業倉庫業、海上運送事業、港湾運送事業、道路運送事業、通運事業、貿易事業その他規則で定める事業を行う者の事務所	○	○						
	給炭業者、給油業者その他の燃料供給業者の事務所					○			
	給油業者及び危険物を取り扱う業者の事務所						○		
	税関、地方運輸局、地方整備局、海上保安官署、検疫所、入国管理事務所、警察署、消防署その他管理者が指定する官公署の事務所	○	○	○	○	○	○	○	○
	漁業会社、漁業協同組合その他漁業関係団体の事務所				○				
漁業関係	漁船のための係留施設、燃料補給施設、給水施設及び給氷施設				○				
	漁船の修理施設、造船施設及び附帯施設				○				
	魚舎、魚干場その他水産物の処理に必要な施設				○				
	水産市場及びその附帯施設				○				
	冷蔵倉庫、冷凍倉庫その他の水産物の保管のための施設				○				
	製氷工場、冷凍工場その他の水産物の加工工場及びこれらの附帯施設				○				
網干場、網倉庫その他漁具の補修又は保管に必要な施設				○					
マリーナ関係	スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボート、釣り船、遊覧船等のための用具倉庫及び船舶上架施設							○	
	レクリエーション用船舶の利用者のための集会所、クラブ事務所、スポーツ又はレクリエーション施設その他これらに類する福利厚生施設							●	
危険防止施設	消火施設その他の危険防止施設					○	○		

備考「風営法」とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)のことをいいます。

- 今回の条例改正で建設可能となる構築物
- 従来から建設可能な構築物
- 条例改正後も建設できない構築物

- ※1 セメントサイロを除く。
- ※2 船舶修理施設及び船舶保管施設を除く。
- ※3 移動式旅客乗降用施設を除く。